

經濟論叢

第九十九卷 第四號

- 東亞におけるメキシコドル終焉
の過程……………小野 一 一 郎 1
- 日本海運業における減価償却の
生成過程(その一)……………高 寺 貞 男 22
- アダム・ミュラーの農業論……………福 本 邦 行 41
- 昭和期における肥料問題と農政(下) ……吉 矢 友 彦 59
-

昭和三十七年四月

京 都 大 學 經 濟 學 會

昭和期における肥料問題と農政（下）

吉 矢 友 彦

その一 資本にたいする政策

(一) 以上のべた硫酸資本の展開にみあう肥料行政の基本的方向は、生産政策としての強制カルテル^Ⅱ独占形成にたいする援助、流通政策としての中間経費節約を名目にした配給組織の再編に要約される。

これを前半期と後半期に分けてみれば、前半期は資本にとつて私的カルテルによる私的独占の形成・確立期であり、後半期は強制カルテルによる国家独占資本主義体制への包摂期であった。したがって資本にたいする政策では、前半期は対外的には外国硫酸の防遏・対内的には国家の関与による流通過程の再編など不況下での価格維持問題が中心となり、後半期は景気回復と肥料需要の増加・国家経済の戦時的再編を背景に、価格統制からほじまって配給・割当制度にいたる統制の強化および増産の奨励など、いわゆる数量問題が中心となる。

昭和期における肥料問題と農政（下）

前半期の政策では流通過程の再編だけがその対象とされ、まだ生産過程にたいする直接的な関与^Ⅱ助成は認められない（第六表）。すなわち最初に登場した肥料管理法案では、資本金四、〇〇〇万円（原案）の官管商社を設け、硫酸および石灰窒素の需要期間中に、逐年需要増分だけを国内産硫酸を優先して産組または農会を運じて販売さす。そして昭和六年には全需要量の半分を取扱わせることにする（^Ⅱ常時売）。またこの官管商社の買入備蓄分を適時に売放つて市価調節を行う（^Ⅱ臨時売）ことを目的としている。全国肥料商聯會会の反対で同案が葬られたのち、代案として肥料配給改善助成規則ができる。こゝんでは政府が正面に出るのをさげ、系統購買組合または農会の役員との給与と組合の肥料配給施設にたいして助成金を交付し、産組の強化によってこれまでの肥料商ルートを側面から制圧しようとする。ところでこの昭和五年から開始された国際窒素カルテルのダンピングにたいする硫酸資本の関税障壁要求は成功

第八十九卷 四〇五 第四号 五九

第六表 硫安関係法規

成立期	法規名	法による組織
(昭. 4. 2)	肥料管理法(案)	
5. 8	肥料配給改善助成規則	
6. 12	硫安輸出入許可規則	
(10. 3)	肥料業統制法(案)	
11. 5	重要肥料業統制法	硫安肥料製造業組合
12. 9	臨時肥料配給統制法	硫安販売会社
13. 4	硫酸アンモニア増産及配給統制法	日本硫安株式会社
〃. 11	肥料配給応急対策	
14. 3	肥料配給統制規則	
〃. 12	肥料配給調整規則	
15. 4	日本肥料株式会社法	日本肥料株式会社

註 () は不成立法案を示す。

せず、窮地に立った資本は、やむなく(1)価格吊上げはやらないこと、(2)販売価格は、優良なる製造業者の生産費を基準として定めた最高価格を越えないことなどの代償条件を示し、輸出にたいする厳格な届出・許可制を内容とする硫安輸出入許可規則を、やっと六年二月八日に公布さすことになる。それは

世論の注視をあびた関税問題をさげながらダンピングをおさえて値崩れを防ごうとするものであったが、その直後の一月一日に犬養内閣が成立して金輸出再禁止が行われ、ために円為替は暴落して外国硫安は逆に割高となる。それが資本の危機を救った。

後半期すなわち國家独占資本主義段階においては、毎年かならず肥料行政関係の法案があらわれ、私的資本にたいする國家の関与が強められてゆくことで、すでに前半期と著しい対照をみせる。この段階にいたって法による強制カルテルとカルテルによる協定価格の政府認可制・つまり國家による価格保障の体制が整うとともに、統制の名によって資本にたいする直接的な援助が行われることになる。

昭和一〇年の肥料業統制法案は、重要産業統制法の化学肥料工業への適用であるとされる。この法案にたいする帝國農会の批判点は、肥料工業を許可制にすることにより独占化傾向がよまるおそれがあること、能率不良工場の製造業組合による整理をうたつても、実質的な裏付規定がないために結局は全工場稼働を可能にする高価格が維持され実効はのぞめないこと等にあった。他方硫安資本も、強制カルテルである組合にたいする主務大臣の命令権が広汎にすぎるとして反対し、結局同案は不成立となる。

そこで政府は、その翌年二・二六事件後の批判討議封じの議

会に何乘して重要肥料業統制法を通過させる。政府自身が正面に出るのをさけ反対を誘うような表現を繰りて結局前法案のねらいを通じた点では、四年の肥料管理法案から翌年の配給改善助成規則へのすりかえと全く同様である。しかしこのすりかえの二法案がそれぞれ硫安の流通面と生産面、すなわち商人系から産組系への流通再編と強制カルテル確立の方向に果した歴史的意義はいずれもきわめて大きかったことに注目する必要がある。同法によって、はじめて硫安・過燐酸・石灰窒素の各工業に生産カルテルが組織されることになる。誕生した硫安肥料製造業組合とその販売機構との取引は、まだ委託販売の形式ではあったが、消費者は購買にさいして生産者を指定できないこと、マークは共同にすること、価格には限月差をつけるが各社手取りは総平均法によって公平にすることなどの点で、これまでの私的カルテルよりもはるかにすんだものであった。しかし他方組合と政府の価格交渉の場である重要肥料業委員会は、業者側委員に押しまくられて第一回より毎回紛糾し、また生産者価格を統制しても消費者まで適価で届かないことがはつきりしてくる。つぎの臨時肥料配給統制法は当然この消費者価格にまで統制の手をのばすものであった。

この法によって一手買取販売機関の「硫安販売会社」が生れる。それは硫安資本にとっては最初のシンジケートである。同法は、会社に直接国家資本を参加させるとともに、その業務規

定中に基準受渡場所での小売最高価格の指定（政府に認可権、および指定販売店一社にたいする最高価格厳守の義務等を明記させ、硫安の価格統制はここに完了する。これにたいして翌一三年の「硫酸アンモニア増産及配給統制法」で問題になっていることは、戦時体制下で大家畜・労働力などの不足により農業生産の停滞がめだちはじめたので、その対策として硫安を増産することである。問題の焦点はあきらかに価格から生産数量へと移行する。

一般に戦時統制は価格統制からはじまって配給割当へと漸次進行するが、硫安のばあいも同様であった。銘柄の雑多な化成・配合肥料はこの段階ではまだ価格統制外であり、単肥としての硫安はその方面へ流出し、売惜しみと地域的偏在は激化するやむなく一三年一月に肥料配給応急対策がだされ、五カ月後には肥料配給統制規則によって「肥料配給割当制度」が実施される。政府と地方長官による価格決定、化成・配合の徹底的制限、道府県別配給などが実施され、肥料分野における戦時体制は価格・数量問題を包括してほぼ頂上に達する。一五年に設立される半額政府出資の「日本肥料株式会社」は、配給だけでなく生産事業も行いいうることになっており、「有機肥糧配給株式会社」への投資を通じて化学肥料だけでなく有機肥料全部をもその傘下に収めるものである。肥料分野における国家独占資本主義体制は、ここに一応の終着点を見出すことになる。

註(1) 寺田省一「肥料の統制及配給」七九頁。

(四) 肥料問題は、昭和一四年農林省の専管に移されるまで農林・商工両省の共管事項であった。それゆえ廉価で安定した供給だけをぞむ農村側と、産業基盤の強化と独占利潤の確保をめざす資本側とを代弁する両省が、立法にあたってつねに対立したのは当然のことである。

第一に、典型的独占の商品である硫酸は独占価格で、典型的非独占のそれである農産物は市場自由価格で自己を実現する。個々の農家経営は、この負担を誰かに転嫁することも、あるいはより有利な代替物をもつけることも、いずれも不可能である。その結果尖鋭化せざるをえない農村の不満とそれに共感する広汎な市民層＝小生産者のつくりだす世論を背景に、農林省としては資本の恣意を制する姿勢をとらざるをえない。

しかし第二に、農林省の基本的方針はほんらい当時の國家的体制に農業をすすんで合一させようとするものであるから、その抵抗も一定の限界内でのみなされるにすぎない。それは結局のところ独占と対決するものではなく、むしろこの硫酸資本の発展にそくして矛盾なく農家経営を適応させようとするものがあり、実質的には流通再編をめざす産業組合育成の方向をとる。その結果実際に打撃を受けたのは独占資本ではなくて肥料商資本すなわち市場問屋・小売商などであった。それゆえここで

は関係諸法案の内容を、以上の意味での両省の確執と妥協の産物という角度から系譜的にたどることにする。

すでに昭和二年に肥料調査委員会は肥料政策についての諮問にたいして、(1)空中窒素固定工業の国営、そのため現在の肥料会社の買収、(2)商工省臨時窒素研究所を拡張し、民間会社と並んで製造させ、よってこれを統制する・の二項目を提起した。それは民業庄迫となえる業者側委員の反対でつぶされ、代った第一小委員会での政府専売案の部分も時期尚早として削られる。そして二年一〇月やっと広汎な「製造助成」および単なる「販売管理」を内容とする答申が行われるが、前半すなわち製造助成の部分を担当する商工当局は、別に助成法を研究中としてさきの答申採決も保留のまま結局法案作成に参加せず、後半の販売管理の部分だけが肥料管理法案として第五六議会上程されることになる。

硫酸輸出入許可規則のときも同様である。最悪状態の農村を背景に、農林当局は輸入制限にあくまで反対、商工省の工務当局はダンピングを明白な事実として不当廉売防止法による関税障壁に賛成、さらに商務当局はダンピングの有無は速断しがたいとして態度を保留し、それぞれ農村地主、産業資本、および旧財閥系商業資本の立場を代弁している。

一〇年の肥料業統制法では両省それぞれ原案が提示され、その保争点はさらに典型的に示される。農林省側の重要肥料統

制法要綱」は、政府による最高価格の公定とその中庸生産費による計算、供給確保のための輸出入制限、価格その他の決定のため両省および生産・消費両者の合同機関の設置などを骨子とする。これにたいして商工省側の「肥料工業法案要綱」は、法による製造業組合の設立と、それによる生産・価格等の協定(主務大臣に修正権)、設備の新設改良命令権および組合による不良設備の整理とその一部政府補償、両省と生産者のみによる運営機関の設置等をかかげている。しかしながらこのような両省間の対立にもかかわらず、結局流通面では商人系から産組系への流通再編、生産面では公力的カルナルによる資本の保護助成が一貫してすすめられてゆく過程をみるならば、「絶えず外に在っては欧州窒素カルテルの爪牙を背後に感じつつ、内に在っては消費者側の威圧白眼に怯えつつ……今日迄の成長を遂げ来た」とする硫安資本の愁訴にもかかわらず、肥料行政は、結局資本の意のままに操作されたことはあきらかであろう。そして農村側の主張さえ、たくみに資本の利益にそうようにすりかえられつつ実現していったのであった。資本主義的生産における農工間の不均等発展のたえざる進行の結果、剰余価値取得の源泉としての農業部門の比重がますます低下してゆくこと(第七表)、それゆえ日本資本主義の「粘土の足」である地主勢力の発言権がますます後退していったことを考えれば、それは当然のことだったわけである。

昭和期における肥料問題と農政(下)

第七表
地主所得と地主利益金と社の比較

	社利益金 (A)	地主所得			A B+C
		小作料 所得 (B)	山林 所得 (C)	小計 (B+C)	
1907年	百万円 128	百万円 112	百万円 10	百万円 122	倍 1.1
	879	130	23	153	5.7
	3,073	291	82	373	8.2
1936/1907	倍 24.0	倍 2.6	倍 8.2	倍 3.1	

- 註(1) 主税局統計年報書の資料による。
 (2) 所得税賦課の対象となった所得のみの数字である。
 (3) 東畑精一、宇野弘藏編「日本資本主義と農業」317頁による。

註(1) 渡瀬完三「硫安」序文。同氏はもと硫安販売会社支配人および昭電川崎工場長。

(三) その資本規定よりするならば、硫安価格の推移は当然硫安資本によるカルテルの動きに沿って説明されねばならない。さききのべたように、はじめて肥料問題が提起されたのは大正末から昭和はじめにかけてであった。たとえば第一次大戦による輸入杜絶の結果、大正初期トシ一五〇円前後の硫安が大正七年には三七八円、一時は四六五円まで暴騰したときも、まだ間

題にはされなかった。それは一方では当時の農村が好況にわいており、他方では窒素質肥料の大半がなお大豆粕によって占められていたからである。

すでに大正一三年、「東洋窒素組合」が財閥系および新興系資本の代表を網羅して設立されている。それは財閥系商業資本の主導下に、ハーバー法特許権の凍結を行って変成法硫安の資本を保護しようとするものであった。そのかぎりにおいて、組合は資本の未熟な段階における最初のカルテルであったということが出来る。

ところで、昭和初年には日窒系資本によって電解法による合成硫安の製造が本格的にはじめられて急速に生産性が向上していったと推測されるうえ、外国硫安のダンピングという外的要因も加わっていわゆる初期独占の時代はおわり、硫安市況の崩落がはじまる。そして五十七年にかけて輸入品トシ五円、国内産当り二円以下という恐怖相場さえ現出したのであった。そこで電化・人肥・日窒など九社によって第二のカルテルである「窒素協議会」が成立し、その運動の結果六年末に硫安輸入許可規則が公布されることになる。しかし窒素協議会の実力は洪水のような外安流入にたいして輸入量に一定の枠を設けうるにとどまり、価格維持には成功していない。そして七上半期になお価格が統制している理由については、恐慌の重圧が大きすぎたからだとされているが、六年以降の国内生産の急増と一

第八表
硫安生産・輸入高・および価格の推移

	昭和	2	硫安生産高 (吨)	輸入高 (吨)	価 格 (円)	
					1 吨 (輸入品)	1 呎 (10 粒)
		3	232,425	284,475	130	5.07
		4	234,609	380,658	123	4.74
		5	265,826	302,905	87	3.32
		6	393,237	224,148	71	2.69
		7	459,663	118,735	72	2.68
		8	471,398	108,449	95	3.52
		9	494,350	160,901	95	3.52
		10	611,751	238,598	105	4.17
		11	880,262	314,131		3.69
		12	931,821	224,208		3.74
		13	1,107,933	295,823		3.86

註。肥料要覧による。

般的な需要停滞の結果、在庫累増による市況圧迫の要因もあつたと思われる(第八表)。しかし飛躍的差展期にあつた資本は、金輸出再禁止により円為替が暴落して国内市場が安定するや、ただちに為替安に乗じて大量の輸出申請を行い、海外市場の開拓と内需圧迫による価格吊上げをねらつたのであつた。

しかし七年一〇月「硫安配給組合」が成立し、組合建値の維持に成功してはじめてカルテルの実力を発揮するや、三月に仄二円を割っていた硫安は暴騰して一一月には仄四円の大台乗せを演ずる。それ以後の硫安市況には部分的な騰落はあつたにせ

よ二度と大巾な値崩れは起っていない。それは、前述の爲替安のために外国硫安は割高となり輸入量が半減したこと、組合が日窒・人肥・電化・昭電はじめ財閥系の三池・住化などの有力メーカーをも網羅し、一年の解散当時なお生産高の七割程度の支配力をもっていたうえ、非加盟メーカーにも系列その他の關係をもっていたことなどによるものである。

いわゆる不安定需要分を外国硫安の輸入で調整しつつ需要増加に見合う不斷の生産増加をすすめてきた硫安資本にあっては、カルテルとは終始価格カルテルを意味した。この点に大恐慌切り抜け期における硫安工業の特異性がみとめられる。組合による翌八年三月の収三・五〇円の建値は結局一年の解散時まで踏襲されることになる。この国内硫安資本の強化期にさいして、国際窒素カルテルが昭和九年以降数度の内外協定締結を申入れ、輸入量および海外市場の地盤協定などを行おうとした事実を、昭和五年設備新增設の抑制と輸出禁止を取決めて産業資本にとって屈辱的とさえいわれた藤原ノボッシュ第一協定と比べるならば、この短期間における硫安資本の躍進ぶりをうかがい知ることができるのであらう。

私的カルテルである配給組合が法による強制カルテルへ移行するのは、一年の「硫安肥料製造業組合」以降である。それは本来生産カルテルであり、同時に設けられた過燐酸・石灰窒素分野での強制カルテルは初めて多年のアウトサイダー問題を

昭和期における肥料問題と農政（下）

解決して独占を完成したのであったが、硫安のばあい生産規制は事実上行われなかつたので、実質はさきの配給組合を補強した程度の意味をもつものである。ところで、九年以降ガス硫安を主軸とする生産力の躍進は、他の経済事情を顧慮するとしてもかなりの生産費低下をもたらしたはずであり、一例として、八年三月衆院予算委員会後藤農相は新設の満洲化学の生産費をトン当り四〇円と答弁している。しかし資本は、硫安工業が戦時に爆薬生産へと転換できることを名目にして資本誘致のための利潤および配当の確保を要求した。そして、市価に変動を与えないノ線で価格を固定させることを主張したが、当時その生産価格はせいぜい収三円どまりといわれ、事実前年秋の安値は三・一〇円であったにもかかわらず、その申請価格は限月差を付して三・五〇と三・七五円のあいだで行われた。その認可交渉は三・四〇円で妥結しているが、現実の市価はつねにこれを上廻った。このばあい資本は、保障された価格にあきたらずに、組合の業務に法定されている需給推算を操作して品薄れによる価格高騰をもたらしめ、自己の外販販売機構を通じてそれを超過利潤として回収したのである。さらには硫安・過燐酸等の単肥を、価格統制の及んでいない各社製造の化成・配合肥料に逃がすという事態をひきおこし、ために統制がはじまる一年からそれが完成する一四年まで化成・配合の生産激増をもたらした。それが硫安・過燐酸または硫酸加里などいわゆる硫酸

根肥料が土性を悪化させることにたいする配慮から出たものでないことはもちろんである。

さいごに、硫安は戦局の急迫にもなう食糧確保のための糧桿として資材・原料面での優遇を受けただけでなく、一五年以降助成金を、一八年以降「化学肥料工業特別価格報償制」による報償金を受取っている²⁾。それは独占利潤の収取と矛盾する価格統制のもとで、租税と財政インフレによって全勤労者に負担を転嫁せしめて得た財源で、資本の利益をまもうとするものである。硫安生産施設全体の軍需転換は、日本小名浜を除いて結局行われはしなかったけれども、資本は手に入れるだけのものはたしかに全部手に入れたのである。

註(1) 川崎一郎「肥料問題の回顧」一頁。

- (2) 助成金は終戦まで交付され、末期には硫安消費者価格の二倍にたった(東洋経済新報社「昭和産業史」第一巻七〇八〜九頁)。

2) 流通面Ⅱ対農村政策

(一) 硫安資本の独占確立期に見合う流通機構の再編過程を考察するために、その前提として、主体的条件としての資本の発展段階、客観的条件としての農村市場の状態およびその両者を結びつけようとする農政担当者の思考方法の三点につき述べることにする。

第一に市場拡大を狙う資本の論理はこうである。昭和期以前の有機質肥料全盛期における商人系流通機構は、多数の仲介機関によって中間経費を増大させ、あるいはその前期性を發揮して投機的な市場操作を行うなど、資本が新しい段階へと飛躍的に発展し、それに応じて市場を拡大するためにはかえって糧桿となってくる。流通費の累加による末端価格の吊上げは、生産資本に何の利益にもならぬだけでなく、市場をも狭めるであろうからである。それゆえ合成法硫安の本格的発展につれ、均質で大量の独占商品をよく整理され安定した流通機構を通して末端消費者まで届ける必要性が増大してきた。なぜなら特約販売網をもたない新興系資本が進出してくるうえ、旧来の地方特約販売網を維持する先進資本自身もその枠を越えなければこの段階における画期的な量的・地域的拡大をやりおおせなくなってきたからである。この流通再編によって、資本はおよぶ限り広汎な消費者を直接に掌握するだけでなく、従来商人系資本の手中にあった投機的利潤をも奪還できることになろう。

第二に、硫安資本の売込みをうける農村市場の状態は次のようである。農業部門においては第一次大戦後の不況から回復できないうちまで昭和と大恐慌に突入し、最も有利とされる米価でさえ昭和一〇年頃まで生産費以下であり、農産物総価額はすでに不況下にあった昭和四年にくらべても戸額の減価を来している(第九表)。それは景気が好転した一年から一四年すなわち

第九表 恐慌期農産物価格の推移

年次	農産物 総価額	指数	昭和4年に対 する増減額	米		春蒔	夏秋蒔
				石当 価格	生産 費	石当 格	石当 格
昭和4年	3,260	100	—	29.12	26.38	7.57	6.53
5	2,218	68.0	-1,042	25.56	26.11	4.00	2.04
6	1,847	56.7	-1,413	18.59	22.99	3.08	2.96
7	2,229	68.4	-1,031	21.23	21.83	2.54	4.70
8	2,777	85.2	- 483	21.55	23.10	6.25	4.27
9	2,448	75.1	- 812	26.21	28.09	2.52	2.38
10	2,890	88.7	- 370	29.82	27.66	3.82	5.37

註(1) 「本邦農業要覧」(昭和17年版)より算出。

(2) 井上晴丸「日本資本主義の發展と農業及び農政」330頁、332頁による。

戦時食糧統制まで
の・昭和四年水準
にたいする超過累
計三、五六百万
円をもつてしても
穴埋めさえできぬ
ものであった。し
かも個別的な小生
産者としての農家
は、減価分を増産
と窮迫販売によつ
て補おうとする結
果、肥料にたいす
る需要は増加しつ
づけることになる。
異隆期の確安資本
は、それゆえ、生
産費を割つてしか
実現されえない農
産物収入—農家手
取りの中から、天
引的に自己の独占

利潤を回収することによってのみ膨張しえたのである。それが、
少しでも安い肥料の供給をのぞんで在来の肥商資本と対立する
農村の実情であった。

第三に、農政担当者はこの問題をどう理解しようとしたか。

昭和二年六月肥料調査委員会総会で、農相山本佛二郎は次のよ
うにのべている。『農産物増産シテ国民ヲ養フテ行クト云フ
方法ト致シマシテハ……単位面積カヲノ収穫ヲ増加スルト云フ
コトガ是ガ最も有力ナ方法』である。だから『昨今非常ニ喧シ
イ小作問題ノ如キ、是モ収穫ガ増加シテ小作ノ取前モ、自作ノ
取前モ、共ニ相違シテ増加シテ行クト云フコトデアッタナラバ、
此問題ハ自ラ解決』するだらう。ところで『元来日本ハ……労
力ハ極メテ集約主義「リアル」が「資本ノ点ニ於テハ極メテマダ
粗放農業ノ域ヲ脱シ得ナイ』でいる。それゆえすでに集約の極
限に達している労力を除けば『資本ノ点ノ集約殊ニ肥料ヲ多量
ニ有効ニ使用サセルト云フコトガ……是カラノ単位面積ヨリ収
獲ヲ増加スル殆ド唯一ノ方法』である¹⁾。そこで多肥促進の方
法として、(1)単位面積当りの増投、(2)まだ使用の少い地域での
積極的な施肥促進をあげ、そのための廉価で安定した供給政策
を諮問したのであった。あきらかにそこでは、農業における生
産力向上と生産関係における矛盾の緩和という命題が、肥料資
本の助成および流通再編と結びつけて方向づけられているので
ある。

この段階において、これまでの商人系流通機構は前貸的機能による肥料市場の拡大および「新しい」化学肥料の普及に尽した主導的役割をようやく終えつつあった。農村における商業資本の介在は、一方では農産物の庭先低価格を、他方では農家必需品とくに肥料の小売高価格をもたらす。そこから従来いわゆる日本的なシェール理論が構成されてきたのであったが、その誤謬自身が、農家経営にたいする前期的中間搾取の重圧を象徴しているといつてよい。硫酸工業が独占段階に入るとともに、単純均質な独占商品の取扱いはじめて商人系との対抗が可能になった産業組合が本格的発展をとげることになる。それはたとえていうならば、前期的シェールから本来的シェールへの肥料問題の推転を意味した。かくして中間経費の節減を要求する独占資本および農業団体の挾撃をうけて、商人系資本は後退せざるをえなかったのである。独占段階にみあう産組と全購聯の組織は、この客観情勢下において急激に発展してゆく。硫酸業界では後進資本である昭和電工が、その成立当初から、従来商人系販売網を利用しながら片手で全購聯と特約関係を結ぶ道を選び、安値売抜けをやって物議をかましたのは、かかる状況下での資本の知恵と先見を示すものであった。

註(1) 川崎前掲書四・五頁。

(二) 産業組合の任務は、資本に対抗して農民の利益をまもる

ことにある。したがって理論上それは農民全階層のための存在であるべきであり、形式的にはたしかに零細農家経営をも包括する方向へと拡大されてはいる。しかし実質的には、それは『地主的秩序のなかで、役員を地主層、職員を地主勢力の下限が掌握して発足』しており、政治的には行政機構の外廓に編み込まれるとともに、経済的には新しい段階における資本の要求に自らを適応させてゆく。したがって産業組合がなった役割も、その背景をなす政治経済局面の推移につれて変化してゆくことになる。

明治二四年はじめて「信用組合法案」が上程された当時、農村は広汎な農民層の下降分解による動搖のさなかにあった。法案はそれゆえその出発点において、農村の支配秩序を維持するための・いわゆる「中産」保護を目的として提起されている。これを昭和期についてみれば、恐慌期には農山漁村経済厚生運動の中軸となり、戦時体制下では農村における経済統制のかなめとしての役割を演ずる。そしてこの昭和恐慌期以降に産業組合は肥料問題の中へ本格的に登場してくることになる。その足取りは、肥料総取扱高中での産組の比重増大、および購買組合取扱商品中における肥料の割合の増加から読みとりうるであろう（第一〇表）。

前述のように、昭和四年の肥料管理法案では、官營肥料販売会社の下部機構として系統購組又は農会を充当することになっ

第十表 産組の肥料取扱高

	産組 総額	購買 (A)	うち肥料 (B)	B/A	肥料 消費 (C)	B/C
		百万円	百万円	%	百万円	%
大正11		129	38	29.4	254	15.0
15		162	59	36.4	340	17.4
昭和3		158	60	38.0	295	20.3
5		140	55	39.3	244	22.6
7		135	46	33.1	196	23.5
9		203	77	37.9	229	33.6
11		292	121	41.4	325	37.2

註(1) 「産業組合要覧」および「肥料要覧」による。

(2) 大内力「肥料の経済学」179頁より。

当局の狙いは前の法案ではいわゆる市場間屋筋に、後の規則では在村肥料商人にと、次第に攻撃目標を小さくしていった。そして上記規則によって五年以降産組は単肥の取扱いだけでなく産組製造の配合肥料をも販売しうることになり、従来有機・配合肥料に頼ってきた肥料商の地盤をおびやかすことになる。八年からの産組拡充五カ年計画では、全町村に四種兼営組合を設けること、そこへ全農業者を加盟させることを基本目標とし、そのうえに立って、肥料に関しては統制可能な金肥三六〇ガト

ていた。翌年の配給改善助成規則では、国の干渉を後退させたかわりに系統購組への助成を押し出し、肥料の配給局面に産組が進出する大きな画期となる。しかし硫安資本と対決しよとはせず、もっぱら中間商人資本のみを弱体化させようとする農林

ののうち六割を取扱うことが目標とされる。そこでは四種すなわち信用・販売・購買・利用の各組合兼営による産組活動の有機的結合、特にその中でも信用部門の兼営による資金的背景が、商人系に対抗して不況下の農村に勢力を拡大する積極になっていたのである。しかしその方向は、実質的には系統農会と協調することにより、経済厚生運動の線に沿って、縮小再生産過程において破綻にひんした農家経済を戦時統制へと引入れようとするものでもあった。それは一三年からの第二次産組拡充五カ年計画に引継がれるが、煩雑な戦時段階における諸団体の整理統合の間に産組は次第にその自主的半面さえ失ってゆき、一八年中中央・地方「農業会」が成立するとともに完全に国家機構の末端へと吸収されつくすことになる。

以上主として政治過程の中で産業組合の展開を概括したが、なお産組のいわゆる自主的活動とその限界性について付言したい。すなわち昭和八年全購聯は満洲化学にたいして五万株の資本参加を行い、同社生産の硫安の優先引受権を確保したのははじめ、国家独占段階に入ってからでは、まず硫安販売会社に五、さらに日本肥料株式会社に二・五%の資本参加を行い、発言権を強化している。それらはいずれも資本の領域内にまで全購聯の自主的活動が浸透したものと見える平面、主観的には自主的活動であるものが客観的には資本の側への一方的包摂を意味するにすぎない点も否定できない。なぜなら満洲化学資本の過

半を握ろうとした全購聯の意図は硫酸資本によって問題外のこととして扱われているし、硫酸・日本肥料への資本参加も、本来競争相手の全肥商聯、財閥系商社などが同列に名を連ねている点よりすれば、もはやそれは自主的参加ではなく、単に統制担当者としての役割の重さを示しているにすぎないからである。

では結局のところ、産業組合は肥料流通高中にどれだけの比重をもちえたか。一四年三月「肥料配給割当制度」による割当制がしかれたとき、産組側の割当は四九・一%つまり半分であった。この決定は「現在(最近一カ年)の取扱実績を基準として当該地方に於ける配給上の実情を考慮して」なされたものであって、ほぼ両者の力量を反映しているものといえる。いまひとつの問題点として、同制度は、商人系指定販売店を廃止して地方直売を目指す「道府県を区域とする卸商業組合の整備」をもかかげている。これは、当時わずかに残されていた商人系資本の自主性を奪って完全な手数料受取人に再編するということである。戦時統制を直接の契機とするといえ、流通機構をここまで「温順な販売人」に仕上げた資本にとっては、産組・商人両系の比重均衡はたがい相手を牽制させるために好都合であったし、むしろ均衡が片寄ることは資本にとって警戒すべきことだったにちがいない。産組からいえば半ばに達したにすぎないこの段階は、資本にとっては終着点を意味したのであった。

註(1) 井上晴九「日本資本主義と農業および農政」二一七頁。

(2) 中産とは「自作二〇俵、小作料五〇俵計七〇俵見当」または「相当な小作米を取立てて生活を致しておったもの」のことを意味した。(井上前掲書、一七九、二一六頁参照)

(3) 以上の論理よりすれば、前期的肥料商から農政における外産団体としての産組と全購聯への比重移行は、それらが存立しうるための歴史的な基礎条件を異にしているのであるから、肥料商の没落は不可避であったわけである。そこにはっきりした反産運動の歴史性があった。

昭和四年に肥料管理法が出されたとき、当時の大日本肥料商聯盟会は猛反対を行い、これが反産運動の端緒であるといわれる。当時肥商側は、その本来の取扱商品である有機質肥料の魚粕・大豆粕が不振だったという事情のうえ、硫酸の管理はつぎの商品の管理となって逐次商権を失ってゆくことを恐れたのである。だがしかし法案の主旨も実はそこを狙ったものであった。それゆえ法案審議にさいして、従来の地方別特約店制度に対する打撃の結果としての流通混乱を危惧する質問に、政府委員は「そういうものを打破してやるのが有利(誰れに——硫酸製造会社に——著者)であることになれば打破れることになりませう」(「原文のまま」)と答えている。

いわゆる前期的肥料商資本にもそれなりの推転過程があった。はじめての金肥である乾鰯・練り粕から大豆粕にいたる有機質肥料が主流であった時期に、肥料商は米穀商と地主とを兼ねて

営業上の季節的繁閑を調節するとともに、その利潤を農地に投資していった。このいわゆる三位一体は、戦前における在村小地主のひとつの典型をなすものである。しかも肥料商人としては、当時の商慣習どおり前貸の「高利貸的機能を兼ねていた。かれらは問屋小売を問わず季節的な価格変動に乗じて投機的商才を發揮し、かれらの主要な商品である配合肥料は、表示品質の不正を考慮外としても、単肥よりずっと利益があった。そういった「うまみのある商内」の総体が、肥料商資本の前期的性格の実体をなすものである。

しかしながら肥料およびその原料輸入の激増と国内での量産は、分散した生産・消費者間に強力な独占的な集配中核としての財閥系商業資本・とくに物産と商事を、全問屋小売の上になじりかつ握えつけ、いわゆる市場問屋は、この財閥系商業資本にしたいに従属していくことになる。他方、末端でも農家破綻のあおりをくった小売肥料商は極度に疲弊して、これまでの諸機能を失いつつあった。全購聯の進出はここからはじまる。

大恐慌によるすべての農業団体・在村小資本の衰弱を背景に、七年四月の全国産業組合大会の決議による五カ年計画の立案が、産組中央会によりすすめられてゆくが、それにつれて、すでに極度に狭められた地盤の上で尖鋭化していた確執は、ついに二月に反産運動となって爆發した。結局それは、五カ年計画の開始を目前にして、狭隘化した農村市場の争奪戦がはじ

められたということである。

日本商工会議所は、購買組合の発達が中小工業者の疲弊の原因であるとし、自ら運動の中軸となって全日本商権擁護聯盟を結成した。その主力は全日本肥料団体聯合会、および全販聯の設立と帝國農会の穀物統制販売に反対する全国米穀商組合聯合会である。これに産組の扱ひ商品である醬油・ゴム・文具・木炭などの各種組合、さらには医師・薬剤師会・東京府商店会・聯盟等も捲込まれてゆくことになる。

反産側は、産組にたいする所得・営業収益・印紙税などの免除軽減の特典、低利資金の融通・補助金の交付などの財政的保護、および官吏の産組系統機関への役員就任・府県庁内への事務所設置などの行政上の助成等々に反対し、その撤回を要求した。これに対して当時の農林省経済厚生部は、産組側を弁護してかかる財政的・行政的援助は他の商工団体にもあることを指摘するとともに、中小商業の疲弊は『百貨店の進出、公設市場の発達、各種交通機関の普及および会社工場等を中心とする産業組合にあらざる会社の援助による消費者共同購入団体の活動によるものが非常に多く』また中小工業者の疲弊は『近代の大企業組織によるもので、これが対策は、産業組合と同様の工業組合の発達によるべきもの』とし、『反産側の主張は一つもとりあげることができない』と反論している。

以上それぞれ問題の所在を示しながらもその核心を外れた双

方の論点を、確安資本の本格的展開とそれに沿う流通再編、恐慌の深化と國家独占資本主義体制の進行——という背景のもとでみるならば、産組を進出せしめた力そのものが反作用として中小商工業資本を没落せしめたことは明らかであろう。それゆえさしもの反産運動も、決定的な局面の打開ができないままに、一四年配給統制規則にさいして全肥商聯が「公平なる割当」を、また一六年配給一元化問題につき、政府に陳情を行ったにとどまり、ついに一九年には全肥商聯自体も日本肥料株式会社↓府県農業会への配給一元化、末端商人の農業会への吸収または補償支払いによる完全な整理の結果、解散してしまつたのであった。

- 註(1) 斎藤徳三編「生きてゐる肥料史」八三頁、鈴鹿和三郎談。
 (2) 佐藤寛次「肥料問題研究」二七四頁。
 (3) 「農林行政史」第一巻、一三二七～八頁。

七 結 語

この稿のはじめに規定したように、昭和(Ⅱ戦前)期は日本農業にとって確安を中心とする多肥農業の深化の過程であつた。農地改革による寄生地主制の終末が、このほぼ二〇年間にはつきりした画期を与えた。その結果、この期間における肥料問題は改革後の変化と対照さすことによつて、いわば歴史的な観察にたえうる一時期を構成することになる。

考察されねばならぬ諸点のうちひとつだけ、すなわち、肥料問題が日本農業における労働生産性の向上にたいしていかなる関係にあつたかを吟味したい。第一に、基本的にいつて農業における多肥傾向の深化は、長期的な見通しをもつた労働生産性の向上とは無縁に近いものだったことである。早期独占の成立による広汎な農村人口の停滞・および寄生地主制の支配という条件のもとで、かかる日本資本主義体制自身にはふれずに、その生産関係の枠内でする解決策こそが、多肥的方向への展開であつた。しかも乏しい資本が多肥にのみ集約される結果、農機具等による労働生産性の正面的発展はかえつて相対的に萎縮することになる。

第二に、農家経営のがわからいって、多肥を受入れる条件が経営自体にあつたとはいへ、確安資本の発展につれ市場を開拓する必要に應じて、個別的農家は資本の意のままの売込みを支配されたということである。それゆえ、硫酸・過燐酸等の硫酸根肥料の過投は、土性を悪化さすことが明らかであるのに、地力を維持向上さすための総合性と一貫性のある対策はなにもとられなかつたといつてよい。ある種の化成・配合肥料が以上に欠点を改善していたとしても、それは主として単肥で売るよりうま味が多いという関心に由来する。単肥に価格統制がおよびはじめるといふせいに統制外の化成・配合への逃避がおこり、ために一一一四年にそれらの生産高が激増したことはその証

扱である。しかも戦時統制の強化は、結局化成・配合への道を阻んでもとの単肥—硫酸根肥料へと押戻したのであった。

個別的小生産者としての農民にあっては、その農業経営によって平均利潤がえられなくても、自己の労賃部分さえ回収できれば——ときにはその労賃部分さえ割込むことがあっても——生産はつづけられ、経営は維持される。つまり、そこではいかなる過肥も資本効率の視点よりする制約をうけることなく、農家手取りの絶対額の多少によってのみ評価される。市場であら

たに要求される品質を維持するために、ときには——個別農家にできる唯一の反応ではあるが——結局いっそうの価格崩落となつて戻ってくる不況時の増産のために、肥料への需要は加速される。

このようにして、貧弱な資本の農家経営が、巨大な硫酸資本を発展させるに足るほどの肥料需要をよびおこしたのであった。